

盛土規制法の施行について

盛土規制法制定の背景

- 令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、**甚大な人的・物的被害が生じました。**
- 盛土の総点検において、全国で約3.6万箇所を目視等により点検(令和4年3月)



○既存の制度の課題

宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした**各法律**により開発を規制
→各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリア**が存在

危険な盛土等を**全国一律の基準**で**包括的に**規制する法制度が必要
「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し**盛土規制法(宅地造成及び特定盛土等規制法)**を制定

盛土規制法の特徴

①盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を**規制区域として指定**、区域内での盛土等を規制

○規制区域を検討するための**基礎調査**を実施、人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定

②区域内の盛土等の行為は**許可制**、盛土等の安全性を確保

○許可にあたり、**土地の所有者**等全員の同意や**周辺住民**への事前周知(説明会の開催等)が必要

③盛土が行われた**土地の所有者**等が**安全な状態に維持する責務を有することを明確化**

○規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて安全な状態に維持する責務を明確化

④無許可行為や命令違反時に対し**実効性のある罰則**を規定

○罰則が抑止力として十分機能するよう、条例による罰則の上限より高い水準に強化

盛土規制法施行スケジュール

- 令和5年5月26日の施行後、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を特定する**基礎調査**を実施
- 令和7年5月までの**2年間の経過措置期間**内に基礎調査を踏まえ関係市町村から意見聴取し、
規制区域の指定を行い**新たな規制を適用**します。(新たな規制が開始されるのは規制区域の指定後となります。)
- 盛土条例については、盛土規制法の適用も見据えつつ、条例の運用の見直し、規則改正等により対応します。
その際には、盛土規制法と盛土条例による規制が重複しないよう、条例の必要な見直しを行うことになります。

図1 盛土規制法・県盛土条例の施行スケジュール

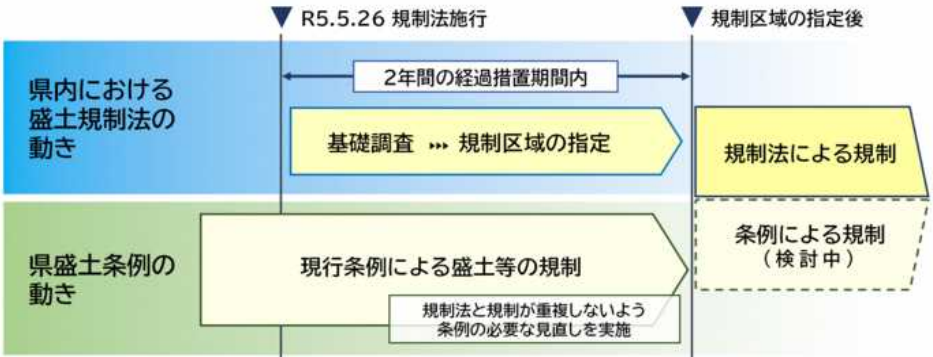
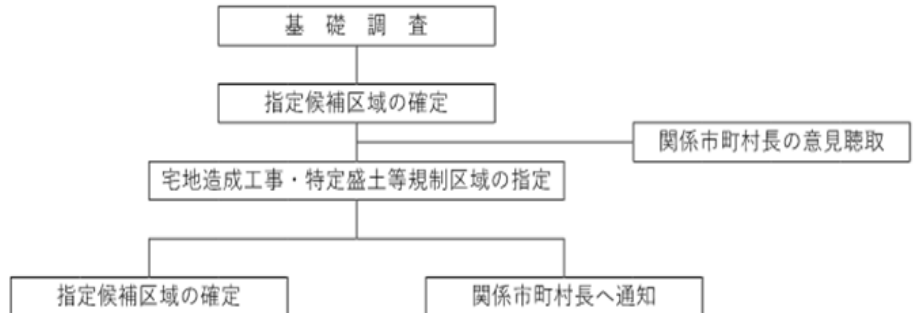


図2 基礎調査・区域指定の流れ



規制区域とは

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

非規制区域

森林

宅地

農地

宅地造成等工事規制区域:市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて森林や農地を含めて広く指定

特定盛土等規制区域:市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)を指定

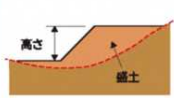
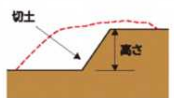
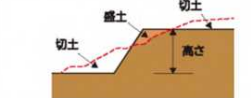

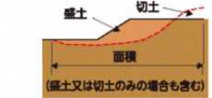
規制区域の種類ごとに規制対象となる行為も異なる
規制区域は **5年ごと**に再度、基礎調査を行い**見直す**

主な規制内容

規制の対象となる行為は「**土地の形質の変更(盛土・切土)**」と「**一時的な土石の堆積**」
赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

土地の形質の変更(盛土・切土):宅地又は農地等において行う**盛土その他の土地の形質の変更**

例：宅地を造成するための盛土・切土、土処分場における盛土・切土、太陽光発電施設の設置のための盛土・切土

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

*「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

土石の堆積:宅地又は農地等において行う**一時的な土石の堆積**

例：土石のストックヤードにおける仮置き等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

問合せ先

盛土規制法に関する情報は、以下のウェブサイトをご覧ください

盛土規制法施行(国土交通省)

(<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>)

盛土規制法総合窓口(ポータルサイト)(中部地方整備局)

(<https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/morido/index.html>)

盛土対策課HP(静岡県)

(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/tochiriyou/1041004/1052933.html>)

静岡県くらし・環境部 環境局 盛土対策課

〒420 - 8601

静岡市葵区追手町9番6号静岡県庁西館6階

TEL:054 - 221 - 2264(盛土規制班)